(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町上川一〇一五、一〇一八の一、一〇一八の三、一〇一九から一〇二二まで、一〇二四、一五七六から一五八二まで、一五八一の二、一五八四から一五八七まで、一五八八の一から一五八八の四まで、一六〇一、一六〇二の一、一六〇二の二、一六〇三の一、一六〇三の二、一六〇四の一から一六〇四の六まで、一六〇五、一六〇六、一六四三、一九四二から一九六五まで、一九七一から一九七四まで、一九八九の二、一九八九の三、一九九〇から二〇〇八まで、二〇二一から二〇二九まで、二〇三一、二〇三六、二〇四〇から二〇五二まで、二〇五二の二、二〇五三から二〇七六まで、二二四四から二二四六まで、二二四八から二二五二まで、二二五五から二二六九まで、二二七二から二二七九まで、二三〇七から二三一九まで、二三二二から二三二七まで、二六五二、二六五五、二六五八の一、二六五九から二六六一まで、寺村六七、六八、九三、九五から九七まで、一〇二、二七九九、臼杵一一八二から一一八五まで、一一九九、一二〇四、三五三三、立石二八〇五、二八〇七、二八〇八、二八一一、二八一二、三七九三、三七九九、四二八三、四三三一、四三三五、吉野川一七六の六、一七六の七、一七七、一七七の二、一七八の二、一八五の二、一八七の二、一九〇から一九二まで、大洲市肱川町山鳥坂二四七の一、二四七の四、二四七の五、二五一の一、二五一の二、二五二の一から二五二の六まで、二五三の一から二五三の四まで、二五四の一から二五四の四まで、二五八の一、二六〇の一、肱川町予子林九七の一から九七の三まで、一〇一の一、一〇一の二、二五三の一、二五四の一、二五四の二、二五六の一、二五六の二、二五七、二六〇の一、二六一、二六八、二九五の一から二九五の三まで、二九六の一、二九六の二、六一四の一、六一四の二、二八九三の一、二八九三の二、二八九四の一、二八九四の二、二八九五、二八九六、河辺町北平一二二〇、一二二二、一二二五の一、一二七八

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上川一〇二四、二六五五・二六五七の一・二六五八の一・二六六一・寺村二七九九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、河辺町北平一二二〇、一二二二、一二二五の一、一二七八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町宇和川四一九、四六三、四七八の二、四七八の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町宇和川四一九、四六三、四七八の二、四七八の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三六八四の二、三六八五、三六八六の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

四(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和三十七年三月三十一日農林省告示第四百五十四号（一に係るものに限る。）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

五(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年二月十六日農林水産省告示第二百二十四号（一に係るものに限る。）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

六(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年十月十七日農林水産省告示第千五百四十二号（三に係るものに限る。）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

七(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年十一月十四日農林水産省告示第千五百五号（一に係るものに限る。）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町大谷一五四二の二、一五七三の一から一五七三の三まで、一五七三の七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町山鳥坂五二一五から五二一九まで、五二二一から五二三五まで、五二四四、五二五七、五二五八、五六二一、五六二四、五六二七から五六二九まで、五六三二、肱川町中津一四四三の一、肱川町中居谷九二六の一、九三一一、肱川町名荷谷一六六九、一六七一、一六七二の一、一六七八、肱川町大谷八〇五、九一六、九一七、九一八の一から九一八の四まで、九一九、九二九、九三〇、九三一の一、九三一の二、九三二、九三三、九三四の一から九三四の三まで、九三五、九三七、九三八、一四一五、一四一六、一四一八、一四四〇から一四四三まで、一四四四の一、一四四七の一、肱川町宇和川四〇